

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配-1	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）				（氏名又は名称） 十日町地域森林組合 代表理事組合長 太田 耕司				（住所又は所在地） 新潟県十日町市大黒沢 1789 番地 1				
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）				（名称） 十日町市長 関口 芳史				（所在地） 新潟県十日町市千歳町 3 丁目 3 番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	備考
番号	所在			林班	小班	地目	面積（ha）	現況樹種	現況林齢					
	大字	字	地番											
1	伊達		甲 2570	155	6	山林	0.1039	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-2
2	伊達		甲 2317	155	2	山林	0.3771	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-3
3	伊達		甲 2334	155	2	山林	0.0833	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-4
4	伊達		乙 263-11	159	2	山林	0.0658	スギ	74	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-8
5	伊達		甲 2588	156	1	山林	0.0468	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-8
6	伊達		甲 2758-1	157	2	山林	1.5442	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-8
7	伊達		甲 2803	157	1	山林	0.0818	スギ	74	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-8
8	伊達		甲 2859	158	2	山林	0.3944	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-8
9	伊達		甲 2487	156	1	山林	0.8526	スギ	40	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-11
10	伊達		甲 2098-1	154	5	山林	0.046	スギ	43	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-12
11	伊達		甲 2101	154	5	山林	0.0154	スギ	59	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-13

12	伊達		甲 2103	154	5	原野	0.049	スギ	57	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-13
13	伊達		甲 2308-3	155	2	山林	0.4211	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-14
14	伊達		甲 2572	155	6	山林	0.3145	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-15
15	伊達		甲 2099-2	154	5	畑	0.1182	スギ	69	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-17
16	伊達		甲 2111	154	5	山林	0.2136	スギ	57	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-17
17	伊達		甲 2853	158	2	山林	0.6095	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-18
18	伊達		甲 2273	154	7	山林	0.1229	スギ	55	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-20
19	伊達		甲 2313	155	2	山林	0.2946	スギ	64	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-20
20	伊達		甲 2116-2	154	5	山林	0.1136	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-23
21	伊達		甲 2121	154	5	山林	0.3191	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-23
22	伊達		甲 2449	156	1	山林	0.098	スギ	54	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-27
23	伊達		甲 2440-1	156	1	山林	0.3745	スギ	39	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-29
24	伊達		甲 2321	155	2	山林	0.0986	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-31
25	伊達		甲 2577	155	6	山林	0.1131	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-31
26	伊達		甲 2257-1	154	8	山林	0.2528	スギ	59	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-32
27	伊達		甲 2258-1	154	8	山林	0.0304	スギ	59	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-32
28	伊達		甲 2258-3	154	8	山林	0.0222	スギ	59	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-32
29	伊達		甲 2261	154	7	山林	0.4093	スギ	32	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-32
30	伊達		甲 2516	156	1	山林	0.0066	スギ	79	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-32

31	伊達		甲 2745	157	3	山林	0.1036	スギ	64	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-32
32	伊達		甲 2770	157	2	山林	0.2845	スギ	34	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-32
33	伊達		甲 2782	157	2	山林	0.0795	スギ	74	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-32
34	伊達		甲 2862	157	2	山林	0.6051	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-32
35	伊達		甲 2501	156	1	山林	0.1852	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-33
36	伊達		甲 2504-1	156	1	畑	0.2748	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-33
37	伊達		甲 2505	156	1	山林	1.4454	スギ	54	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-33
38	伊達		甲 2576	155	6	山林	0.1243	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-34
39	伊達		甲 2513	156	1	山林	0.076	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-35
40	伊達		甲 2514	156	1	山林	0.0328	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-35
41	伊達		甲 2530-1	156	2	山林	0.1636	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-35
42	伊達		甲 2303	155	2	山林	0.3732	スギ	52	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-36
43	伊達		甲 2132-3	155	1	畑	0.1478	スギ	61	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-37
44	伊達		甲 2132-5	155	1	山林	0.013	スギ	62	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-37
45	伊達		甲 2307	155	2	山林	0.1447	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-38
46	伊達		甲 2511	156	1	畑	0.5019	スギ	49	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-38
47	伊達		甲 2117	154	5	畑	0.2299	スギ	54	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-40
48	伊達		甲 2119	154	5	畑	0.3667	スギ	56	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-40
49	伊達		甲 2140-1	155	1	山林	0.0385	スギ	54	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-40

50	伊達		甲 2140-2	155	1	山林	0.0069	スギ	54	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-40
51	伊達		甲 2132-4	155	1	山林	0.0937	スギ	56	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-42
52	伊達		甲 2144-1	155	1	畑	0.2579	スギ	46	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-43
53	伊達		甲 2168	155	1	畑	0.1224	スギ	46	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-43
54	伊達		甲 2548	155	6	山林	0.1125	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-45
55	伊達		甲 2845	158	2	山林	0.0822	スギ	74	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-45
56	伊達		甲 2846-1	158	2	山林	0.2877	スギ	74	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-45
57	伊達		甲 2847-1	158	2	山林	0.0393	スギ	74	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-45
58	伊達		甲 2438	156	1	原野	0.5162	スギ	35	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-46
59	伊達		甲 2507	156	1	山林	0.448	スギ	35	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-46
60	伊達		甲 2571	155	6	山林	0.126	スギ	59	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-46
61	伊達		甲 2445	156	1	畑	0.1775	スギ	59	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-48
62	伊達		甲 2532-1	156	2	山林	0.0774	スギ	41	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-48
63	伊達		甲 2182	155	1	山林	0.3581	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-49
64	伊達		甲 2187	155	1	山林	0.1192	スギ	54	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-49
65	伊達		甲 2892	158	2	山林	0.3971	スギ	64	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-49
66	伊達		甲 2116-1	154	5	山林	0.1497	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-51
67	伊達		甲 2518	156	1	山林	1.1086	スギ	74	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-56
68	伊達		甲 2124	154	5	田	0.1246	スギ	59	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-58

69	伊達		甲 2534-1	155	6	山林	0.472	スギ	69	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-60
70	伊達		甲 2736	157	3	山林	0.5254	スギ	39	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-62
71	伊達		甲 2312	155	2	山林	0.4909	スギ	61	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-64
72	伊達		甲 2865	157	2	山林	0.6792	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-64
73	伊達		甲 2751-1	157	2	山林	0.3869	スギ	59	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-65
74	伊達		甲 2850	158	2	山林	0.0964	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-67
75	伊達		甲 2485	156	1	山林	0.1073	スギ	67	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-70
76	伊達		甲 2569	155	6	山林	0.2717	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-71
77	伊達		甲 2512	156	1	山林	0.3487	スギ	84	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-72
78	伊達		甲 2471-2	156	1	山林	0.1027	スギ	67	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-74
79	伊達		甲 2498-2	156	1	山林	0.1481	スギ	62	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-74
80	伊達		甲 2804-1	157	1	山林	4.3376	スギ	37	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-74
81	伊達		甲 2813	157	1	山林	0.1132	スギ	57	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-74
82	伊達		甲 2825	157	1	畑	0.1349	スギ	24	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-74
83	伊達		甲 2836	158	2	山林	0.096	スギ	82	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-74
84	伊達		甲 2837	158	2	山林	0.8263	スギ	82	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-74
85	伊達		甲 2839-2	158	2	山林	0.0794	スギ	82	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-74
86	伊達		甲 2839-5	158	2	山林	0.5463	スギ	82	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-74
87	伊達		乙 233-1	159	2	山林	0.0262	スギ	68	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-75

88	伊達		乙 263-10	159	2	山林	0.0774	スギ	68	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-75
89	伊達		甲 2247-1	154	8	山林	1.8958	スギ	44	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-75
90	伊達		甲 2491-2	156	1	畑	0.3345	スギ	72	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-76
91	伊達		甲 2492	156	1	畑	0.3223	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-76
92	伊達		甲 2251-1	154	8	山林	0.0631	スギ	54	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
93	伊達		甲 2431	155	5	山林	0.1429	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
94	伊達		甲 2457-1	155	4	山林	2.8483	スギ	37	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
95	伊達		甲 2457-3	155	4	山林	0.0721	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
96	伊達		甲 2486	156	1	山林	0.0817	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
97	伊達		甲 2508	156	1	山林	0.0772	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
98	伊達		甲 2519-1	156	1	山林	0.4098	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
99	伊達		甲 2519-2	156	1	保安林	3.3896	スギ	39	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
100	伊達		甲 2531-1	156	2	山林	2.3254	スギ	39	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
101	伊達		甲 2533-1	155	6	山林	0.926	スギ	40	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
102	伊達		甲 2533-2	155	6	山林	1.9014	スギ	40	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
103	伊達		甲 2533-7	155	6	山林	0.8702	スギ	40	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
104	伊達		甲 2743-1	157	3	山林	0.6203	スギ	41	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
105	伊達		甲 2748-1	157	3	山林	0.63	スギ	40	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
106	伊達		甲 2750-1	157	2	山林	0.8491	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77

107	伊達		甲 2750-2	157	2	山林	0.029	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
108	伊達		甲 2750-6	157	2	山林	0.0861	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
109	伊達		甲 2755-1	157	2	山林	0.2672	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
110	伊達		甲 2755-2	157	2	山林	0.1898	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
111	伊達		甲 2755-3	157	2	山林	0.1348	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
112	伊達		甲 2780	157	2	山林	0.0868	スギ	62	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
113	伊達		甲 2874	157	2	山林	0.0387	スギ	38	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77
114	伊達		甲 2877-1	157	2	山林	0.5463	スギ	41	公告の日から	10年	別添1参照	別添2参照	集-77

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在			林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地			氏名又は名称
	大字	字	地番										
1	伊達		甲 2570	155	6	山林	0.1039	スギ	84			<p>〈時期〉</p> <p>収支確定後速やかに行う。</p> <p>〈相手方及び方法〉</p> <p>丙から甲の指定する口座に支払う。</p>	集-2
2	伊達		甲 2317	155	2	山林	0.3771	スギ	84				集-3
3	伊達		甲 2334	155	2	山林	0.0833	スギ	84				集-4
4	伊達		乙 263-11	159	2	山林	0.0658	スギ	74				集-8
5	伊達		甲 2588	156	1	山林	0.0468	スギ	84				集-8
6	伊達		甲 2758-1	157	2	山林	1.5442	スギ	84				集-8
7	伊達		甲 2803	157	1	山林	0.0818	スギ	74				集-8
8	伊達		甲 2859	158	2	山林	0.3944	スギ	84				集-8
9	伊達		甲 2487	156	1	山林	0.8526	スギ	40				集-11
10	伊達		甲 2098-1	154	5	山林	0.046	スギ	43				集-12
11	伊達		甲 2101	154	5	山林	0.0154	スギ	59				集-13
12	伊達		甲 2103	154	5	原野	0.049	スギ	57				集-13
13	伊達		甲 2308-3	155	2	山林	0.4211	スギ	84				集-14
14	伊達		甲 2572	155	6	山林	0.3145	スギ	84				集-15
15	伊達		甲 2099-2	154	5	畑	0.1182	スギ	69				集-17
16	伊達		甲 2111	154	5	山林	0.2136	スギ	57				集-17
17	伊達		甲 2853	158	2	山林	0.6095	スギ	84				集-18

18	伊達		甲 2273	154	7	山林	0.1229	スギ	55			集-20
19	伊達		甲 2313	155	2	山林	0.2946	スギ	64			集-20
20	伊達		甲 2116-2	154	5	山林	0.1136	スギ	84			集-23
21	伊達		甲 2121	154	5	山林	0.3191	スギ	84			集-23
22	伊達		甲 2449	156	1	山林	0.098	スギ	54			集-27
23	伊達		甲 2440-1	156	1	山林	0.3745	スギ	39			集-29
24	伊達		甲 2321	155	2	山林	0.0986	スギ	84			集-31
25	伊達		甲 2577	155	6	山林	0.1131	スギ	84			集-31
26	伊達		甲 2257-1	154	8	山林	0.2528	スギ	59			集-32
27	伊達		甲 2258-1	154	8	山林	0.0304	スギ	59			集-32
28	伊達		甲 2258-3	154	8	山林	0.0222	スギ	59			集-32
29	伊達		甲 2261	154	7	山林	0.4093	スギ	32			集-32
30	伊達		甲 2516	156	1	山林	0.0066	スギ	79			集-32
31	伊達		甲 2745	157	3	山林	0.1036	スギ	64			集-32
32	伊達		甲 2770	157	2	山林	0.2845	スギ	34			集-32
33	伊達		甲 2782	157	2	山林	0.0795	スギ	74			集-32
34	伊達		甲 2862	157	2	山林	0.6051	スギ	84			集-32
35	伊達		甲 2501	156	1	山林	0.1852	スギ	84			集-33
36	伊達		甲 2504-1	156	1	畑	0.2748	スギ	38			集-33

37	伊達		甲 2505	156	1	山林	1.4454	スギ	54			集-33
38	伊達		甲 2576	155	6	山林	0.1243	スギ	84			集-34
39	伊達		甲 2513	156	1	山林	0.076	スギ	84			集-35
40	伊達		甲 2514	156	1	山林	0.0328	スギ	84			集-35
41	伊達		甲 2530-1	156	2	山林	0.1636	スギ	84			集-35
42	伊達		甲 2303	155	2	山林	0.3732	スギ	52			集-36
43	伊達		甲 2132-3	155	1	畑	0.1478	スギ	61			集-37
44	伊達		甲 2132-5	155	1	山林	0.013	スギ	62			集-37
45	伊達		甲 2307	155	2	山林	0.1447	スギ	84			集-38
46	伊達		甲 2511	156	1	畑	0.5019	スギ	49			集-38
47	伊達		甲 2117	154	5	畑	0.2299	スギ	54			集-40
48	伊達		甲 2119	154	5	畑	0.3667	スギ	56			集-40
49	伊達		甲 2140-1	155	1	山林	0.0385	スギ	54			集-40
50	伊達		甲 2140-2	155	1	山林	0.0069	スギ	54			集-40
51	伊達		甲 2132-4	155	1	山林	0.0937	スギ	56			集-42
52	伊達		甲 2144-1	155	1	畑	0.2579	スギ	46			集-43
53	伊達		甲 2168	155	1	畑	0.1224	スギ	46			集-43
54	伊達		甲 2548	155	6	山林	0.1125	スギ	84			集-45
55	伊達		甲 2845	158	2	山林	0.0822	スギ	74			集-45

56	伊達		甲 2846-1	158	2	山林	0.2877	スギ	74				集-45
57	伊達		甲 2847-1	158	2	山林	0.0393	スギ	74				集-45
58	伊達		甲 2438	156	1	原野	0.5162	スギ	35				集-46
59	伊達		甲 2507	156	1	山林	0.448	スギ	35				集-46
60	伊達		甲 2571	155	6	山林	0.126	スギ	59				集-46
61	伊達		甲 2445	156	1	畑	0.1775	スギ	59				集-48
62	伊達		甲 2532-1	156	2	山林	0.0774	スギ	41				集-48
63	伊達		甲 2182	155	1	山林	0.3581	スギ	84				集-49
64	伊達		甲 2187	155	1	山林	0.1192	スギ	54				集-49
65	伊達		甲 2892	158	2	山林	0.3971	スギ	64				集-49
66	伊達		甲 2116-1	154	5	山林	0.1497	スギ	84				集-51
67	伊達		甲 2518	156	1	山林	1.1086	スギ	74				集-56
68	伊達		甲 2124	154	5	田	0.1246	スギ	59				集-58
69	伊達		甲 2534-1	155	6	山林	0.472	スギ	69				集-60
70	伊達		甲 2736	157	3	山林	0.5254	スギ	39				集-62
71	伊達		甲 2312	155	2	山林	0.4909	スギ	61				集-64
72	伊達		甲 2865	157	2	山林	0.6792	スギ	84				集-64
73	伊達		甲 2751-1	157	2	山林	0.3869	スギ	59				集-65
74	伊達		甲 2850	158	2	山林	0.0964	スギ	84				集-67

75	伊達		甲 2485	156	1	山林	0.1073	スギ	67			集-70
76	伊達		甲 2569	155	6	山林	0.2717	スギ	84			集-71
77	伊達		甲 2512	156	1	山林	0.3487	スギ	84			集-72
78	伊達		甲 2471-2	156	1	山林	0.1027	スギ	67			集-74
79	伊達		甲 2498-2	156	1	山林	0.1481	スギ	62			集-74
80	伊達		甲 2804-1	157	1	山林	4.3376	スギ	37			集-74
81	伊達		甲 2813	157	1	山林	0.1132	スギ	57			集-74
82	伊達		甲 2825	157	1	畑	0.1349	スギ	24			集-74
83	伊達		甲 2836	158	2	山林	0.096	スギ	82			集-74
84	伊達		甲 2837	158	2	山林	0.8263	スギ	82			集-74
85	伊達		甲 2839-2	158	2	山林	0.0794	スギ	82			集-74
86	伊達		甲 2839-5	158	2	山林	0.5463	スギ	82			集-74
87	伊達		乙 233- 1	159	2	山林	0.0262	スギ	68			集-75
88	伊達		乙 263- 10	159	2	山林	0.0774	スギ	68			集-75
89	伊達		甲 2247-1	154	8	山林	1.8958	スギ	44			集-75
90	伊達		甲 2491-2	156	1	畑	0.3345	スギ	72			集-76
91	伊達		甲 2492	156	1	畑	0.3223	スギ	38			集-76
92	伊達		甲 2251-1	154	8	山林	0.0631	スギ	54			集-77
93	伊達		甲 2431	155	5	山林	0.1429	スギ	38			集-77

94	伊達		甲 2457-1	155	4	山林	2.8483	スギ	37			集-77
95	伊達		甲 2457-3	155	4	山林	0.0721	スギ	38			集-77
96	伊達		甲 2486	156	1	山林	0.0817	スギ	38			集-77
97	伊達		甲 2508	156	1	山林	0.0772	スギ	38			集-77
98	伊達		甲 2519-1	156	1	山林	0.4098	スギ	38			集-77
99	伊達		甲 2519-2	156	1	保 安 林	3.3896	スギ	39			集-77
100	伊達		甲 2531-1	156	2	山林	2.3254	スギ	39			集-77
101	伊達		甲 2533-1	155	6	山林	0.926	スギ	40			集-77
102	伊達		甲 2533-2	155	6	山林	1.9014	スギ	40			集-77
103	伊達		甲 2533-7	155	6	山林	0.8702	スギ	40			集-77
104	伊達		甲 2743-1	157	3	山林	0.6203	スギ	41			集-77
105	伊達		甲 2748-1	157	3	山林	0.63	スギ	40			集-77
106	伊達		甲 2750-1	157	2	山林	0.8491	スギ	38			集-77
107	伊達		甲 2750-2	157	2	山林	0.029	スギ	38			集-77
108	伊達		甲 2750-6	157	2	山林	0.0861	スギ	38			集-77
109	伊達		甲 2755-1	157	2	山林	0.2672	スギ	38			集-77
110	伊達		甲 2755-2	157	2	山林	0.1898	スギ	38			集-77
111	伊達		甲 2755-3	157	2	山林	0.1348	スギ	38			集-77
112	伊達		甲 2780	157	2	山林	0.0868	スギ	62			集-77

113	伊達		甲 2874	157	2	山林	0.0387	スギ	38			集-77
114	伊達		甲 2877-1	157	2	山林	0.5463	スギ	41			集-77
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける者（丙） 住 所（同上） 十日町地域森林組合 代表理事組合長 太田 耕司</p> <p>権利の設定をする市町村（乙） 住 所（同上） 十日町市長 関口 芳史</p>												

（記載注意）

- （1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- （3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （5） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1） 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取するとともに、販売収益及び補助金から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

（2） 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

（3） 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

（4） 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

（5） 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

（6） 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（7） 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由なく(4)の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生し復旧を行う場合、丙が復旧し、復旧の内容および方法は甲と丙の協議により定める。

② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。

③ 丙は、森林保険料を木材の販売収益から経費として控除することができる。

④ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在			林班	小班	
	大字	字	地番			
1	伊達		甲 2570	155	6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐等の森林整備を1回以上実施するものとする。 ○ 間伐により生じた木材の販売を実施するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
2	伊達		甲 2317	155	2	
3	伊達		甲 2334	155	2	
4	伊達		乙 263-11	159	2	
5	伊達		甲 2588	156	1	
6	伊達		甲 2758-1	157	2	
7	伊達		甲 2803	157	1	
8	伊達		甲 2859	158	2	
9	伊達		甲 2487	156	1	
10	伊達		甲 2098-1	154	5	
11	伊達		甲 2101	154	5	
12	伊達		甲 2103	154	5	
13	伊達		甲 2308-3	155	2	
14	伊達		甲 2572	155	6	
15	伊達		甲 2099-2	154	5	
16	伊達		甲 2111	154	5	
17	伊達		甲 2853	158	2	

18	伊達		甲 2273	154	7
19	伊達		甲 2313	155	2
20	伊達		甲 2116- 2	154	5
21	伊達		甲 2121	154	5
22	伊達		甲 2449	156	1
23	伊達		甲 2440- 1	156	1
24	伊達		甲 2321	155	2
25	伊達		甲 2577	155	6
26	伊達		甲 2257- 1	154	8
27	伊達		甲 2258- 1	154	8
28	伊達		甲 2258- 3	154	8
29	伊達		甲 2261	154	7
30	伊達		甲 2516	156	1
31	伊達		甲 2745	157	3
32	伊達		甲 2770	157	2
33	伊達		甲 2782	157	2
34	伊達		甲 2862	157	2
35	伊達		甲 2501	156	1
36	伊達		甲 2504- 1	156	1

37	伊達		甲 2505	156	1
38	伊達		甲 2576	155	6
39	伊達		甲 2513	156	1
40	伊達		甲 2514	156	1
41	伊達		甲 2530- 1	156	2
42	伊達		甲 2303	155	2
43	伊達		甲 2132- 3	155	1
44	伊達		甲 2132- 5	155	1
45	伊達		甲 2307	155	2
46	伊達		甲 2511	156	1
47	伊達		甲 2117	154	5
48	伊達		甲 2119	154	5
49	伊達		甲 2140- 1	155	1
50	伊達		甲 2140- 2	155	1
51	伊達		甲 2132- 4	155	1
52	伊達		甲 2144- 1	155	1
53	伊達		甲 2168	155	1
54	伊達		甲 2548	155	6
55	伊達		甲 2845	158	2

56	伊達		甲 2846-1	158	2
57	伊達		甲 2847-1	158	2
58	伊達		甲 2438	156	1
59	伊達		甲 2507	156	1
60	伊達		甲 2571	155	6
61	伊達		甲 2445	156	1
62	伊達		甲 2532-1	156	2
63	伊達		甲 2182	155	1
64	伊達		甲 2187	155	1
65	伊達		甲 2892	158	2
66	伊達		甲 2116-1	154	5
67	伊達		甲 2518	156	1
68	伊達		甲 2124	154	5
69	伊達		甲 2534-1	155	6
70	伊達		甲 2736	157	3
71	伊達		甲 2312	155	2
72	伊達		甲 2865	157	2
73	伊達		甲 2751-1	157	2
74	伊達		甲 2850	158	2

75	伊達		甲 2485	156	1
76	伊達		甲 2569	155	6
77	伊達		甲 2512	156	1
78	伊達		甲 2471- 2	156	1
79	伊達		甲 2498- 2	156	1
80	伊達		甲 2804- 1	157	1
81	伊達		甲 2813	157	1
82	伊達		甲 2825	157	1
83	伊達		甲 2836	158	2
84	伊達		甲 2837	158	2
85	伊達		甲 2839- 2	158	2
86	伊達		甲 2839- 5	158	2
87	伊達		乙 233-1	159	2
88	伊達		乙 263- 10	159	2
89	伊達		甲 2247- 1	154	8
90	伊達		甲 2491- 2	156	1
91	伊達		甲 2492	156	1
92	伊達		甲 2251- 1	154	8
93	伊達		甲 2431	155	5

94	伊達		甲 2457-1	155	4
95	伊達		甲 2457-3	155	4
96	伊達		甲 2486	156	1
97	伊達		甲 2508	156	1
98	伊達		甲 2519-1	156	1
99	伊達		甲 2519-2	156	1
100	伊達		甲 2531-1	156	2
101	伊達		甲 2533-1	155	6
102	伊達		甲 2533-2	155	6
103	伊達		甲 2533-7	155	6
104	伊達		甲 2743-1	157	3
105	伊達		甲 2748-1	157	3
106	伊達		甲 2750-1	157	2
107	伊達		甲 2750-2	157	2
108	伊達		甲 2750-6	157	2
109	伊達		甲 2755-1	157	2
110	伊達		甲 2755-2	157	2
111	伊達		甲 2755-3	157	2
112	伊達		甲 2780	157	2

113	伊達		甲 2874	157	2	
114	伊達		甲 2877- 1	157	2	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在			林班	小班	
	大字	字	地番			
1	伊達		甲 2570	155	6	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額及び補助金から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 <p>（2. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。ただし、当初の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。ただし、当初の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た見積額とする。
2	伊達		甲 2317	155	2	
3	伊達		甲 2334	155	2	
4	伊達		乙 263-11	159	2	
5	伊達		甲 2588	156	1	
6	伊達		甲 2758-1	157	2	
7	伊達		甲 2803	157	1	

8	伊達		甲 2859	158	2
9	伊達		甲 2487	156	1
10	伊達		甲 2098-1	154	5
11	伊達		甲 2101	154	5
12	伊達		甲 2103	154	5
13	伊達		甲 2308-3	155	2
14	伊達		甲 2572	155	6
15	伊達		甲 2099-2	154	5
16	伊達		甲 2111	154	5

17	伊達		甲 2853	158	2
18	伊達		甲 2273	154	7
19	伊達		甲 2313	155	2
20	伊達		甲 2116- 2	154	5
21	伊達		甲 2121	154	5
22	伊達		甲 2449	156	1
23	伊達		甲 2440- 1	156	1
24	伊達		甲 2321	155	2
25	伊達		甲 2577	155	6

26	伊達		甲 2257-1	154	8
27	伊達		甲 2258-1	154	8
28	伊達		甲 2258-3	154	8
29	伊達		甲 2261	154	7
30	伊達		甲 2516	156	1
31	伊達		甲 2745	157	3
32	伊達		甲 2770	157	2
33	伊達		甲 2782	157	2
34	伊達		甲 2862	157	2

35	伊達		甲 2501	156	1
36	伊達		甲 2504- 1	156	1
37	伊達		甲 2505	156	1
38	伊達		甲 2576	155	6
39	伊達		甲 2513	156	1
40	伊達		甲 2514	156	1
41	伊達		甲 2530- 1	156	2
42	伊達		甲 2303	155	2
43	伊達		甲 2132- 3	155	1

44	伊達		甲 2132-5	155	1
45	伊達		甲 2307	155	2
46	伊達		甲 2511	156	1
47	伊達		甲 2117	154	5
48	伊達		甲 2119	154	5
49	伊達		甲 2140-1	155	1
50	伊達		甲 2140-2	155	1
51	伊達		甲 2132-4	155	1
52	伊達		甲 2144-1	155	1

53	伊達		甲 2168	155	1
54	伊達		甲 2548	155	6
55	伊達		甲 2845	158	2
56	伊達		甲 2846- 1	158	2
57	伊達		甲 2847- 1	158	2
58	伊達		甲 2438	156	1
59	伊達		甲 2507	156	1
60	伊達		甲 2571	155	6
61	伊達		甲 2445	156	1

62	伊達		甲 2532-1	156	2
63	伊達		甲 2182	155	1
64	伊達		甲 2187	155	1
65	伊達		甲 2892	158	2
66	伊達		甲 2116-1	154	5
67	伊達		甲 2518	156	1
68	伊達		甲 2124	154	5
69	伊達		甲 2534-1	155	6
70	伊達		甲 2736	157	3

71	伊達		甲 2312	155	2
72	伊達		甲 2865	157	2
73	伊達		甲 2751- 1	157	2
74	伊達		甲 2850	158	2
75	伊達		甲 2485	156	1
76	伊達		甲 2569	155	6
77	伊達		甲 2512	156	1
78	伊達		甲 2471- 2	156	1
79	伊達		甲 2498- 2	156	1

80	伊達		甲 2804-1	157	1
81	伊達		甲 2813	157	1
82	伊達		甲 2825	157	1
83	伊達		甲 2836	158	2
84	伊達		甲 2837	158	2
85	伊達		甲 2839-2	158	2
86	伊達		甲 2839-5	158	2
87	伊達		乙 233-1	159	2
88	伊達		乙 263-10	159	2

89	伊達		甲 2247-1	154	8
90	伊達		甲 2491-2	156	1
91	伊達		甲 2492	156	1
92	伊達		甲 2251-1	154	8
93	伊達		甲 2431	155	5
94	伊達		甲 2457-1	155	4
95	伊達		甲 2457-3	155	4
96	伊達		甲 2486	156	1
97	伊達		甲 2508	156	1

98	伊達		甲 2519-1	156	1
99	伊達		甲 2519-2	156	1
100	伊達		甲 2531-1	156	2
101	伊達		甲 2533-1	155	6
102	伊達		甲 2533-2	155	6
103	伊達		甲 2533-7	155	6
104	伊達		甲 2743-1	157	3
105	伊達		甲 2748-1	157	3
106	伊達		甲 2750-1	157	2

107	伊達		甲 2750-2	157	2
108	伊達		甲 2750-6	157	2
109	伊達		甲 2755-1	157	2
110	伊達		甲 2755-2	157	2
111	伊達		甲 2755-3	157	2
112	伊達		甲 2780	157	2
113	伊達		甲 2874	157	2
114	伊達		甲 2877-1	157	2